

5.手順③ 活動主体の在り方

歩行者中心の道路空間活用を検討する際、①継続的に活動を行っていくための「組織（体制）」の構築、②活動主体が継続的に活動を行うための「資金」の確保、③道路空間のにぎわい創出へ向けた「企画」を立案することが必要となる。

そこで、本章では、エリアマネジメントを継続的に実施する上での組織、資金、企画の視点から、関係主体が何をすべきかを解説する。

更に、道路管理者や交通管理者等との協議調整や各種申請なども不可欠であることから、各種手続について記述している。

なお、行政の各項目に対する支援体系は、図 5-1 に示す。

■ エリアマネジメントの役割

道路空間活用の取組は、道路空間という公共空間を活用することで地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる取組と言えるため、いわゆるエリアマネジメント活動として捉えることができる。

ここからは、組織の立ち上げ方法や組織を熟成させていくプロセス、組織が活動するための資金の調達の方法、空間に人を呼び込むための企画に関して、事例とともに示す。

エリアマネジメントとは

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上[※]させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のことを指す。

※快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成や安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含まれる

出典:エリアマネジメント推進マニュアル(国土交通省土地・水資源局、H20)

5.1 歩行者空間創出の活動主体

組織（活動主体）は、道路空間という公共空間を活用して利益を享受する代わりに、エリアマネジメント組織として、まちの清掃活動や情報発信、にぎわいづくりのイベント等といったエリアマネジメントの取組を実施し、まちの快適性を高め、にぎわいの創出やデザイン性の高い空間を創出する役割を担う。

商店会等の既存組織や
キーパーソンを活用し組織化する場合

新たに組織を立ち上げる場合
(民間企業が主導するタイプ等)

5.2 資金確保の方法

継続的に道路空間活用に取り組むためには、活動資金を確保してビジネスモデルを構築することが必要となる。

収益活動による協賛金
(屋外広告料、イベント出展料等)

負担金

行政支援
(補助金、外部委託)

5.3 にぎわい創出へ向けた企画立案

道路空間に人々を呼び込むためには、道路空間上で集客を見込む取組を行うことが必要となる。

日常
(場づくり、沿道店舗による活用)

非日常
(イベント等の主催、外部活動の受入れ)

5.4 活動推進のための行政支援

行政は、道路空間の活用について活動主体の自発的な取組だけに委ねるのではなく、公共空間を管理し共にまちづくりを行うパートナーとして活動主体に寄り添い、状況に応じて支援を行うことが必要となる。

動機づくり

情報提供

技術者派遣

手続支援

プラットフォームづくり

補助金

5.5 行政組織への協議・調整

歩行者空間の活用に関する取組を行うに当たっては、関係各所との調整が必要となる。

道路空間を
活用する場合

道路空間に
占用物件を
設置する場合

道路空間で
食品を提供する
場合

道路空間に屋外
広告物を設置す
る場合

5.6 取組主体又は体制の確立

図 5-1 活動主体の在り方

なお、活動主体の組織形成を順調に進めるためには、エリアマネジメントの活動拡大における各フェーズで、組織的支援や各種申請手続、資金確保等を適切なタイミングで行うことが重要になる。このため、新しく活動主体を立ち上げていく場合は、図 5-2 に例示するように、本章で解説する事項を踏まえ、活動主体の形成プロセスについて計画的に検討することが重要である。

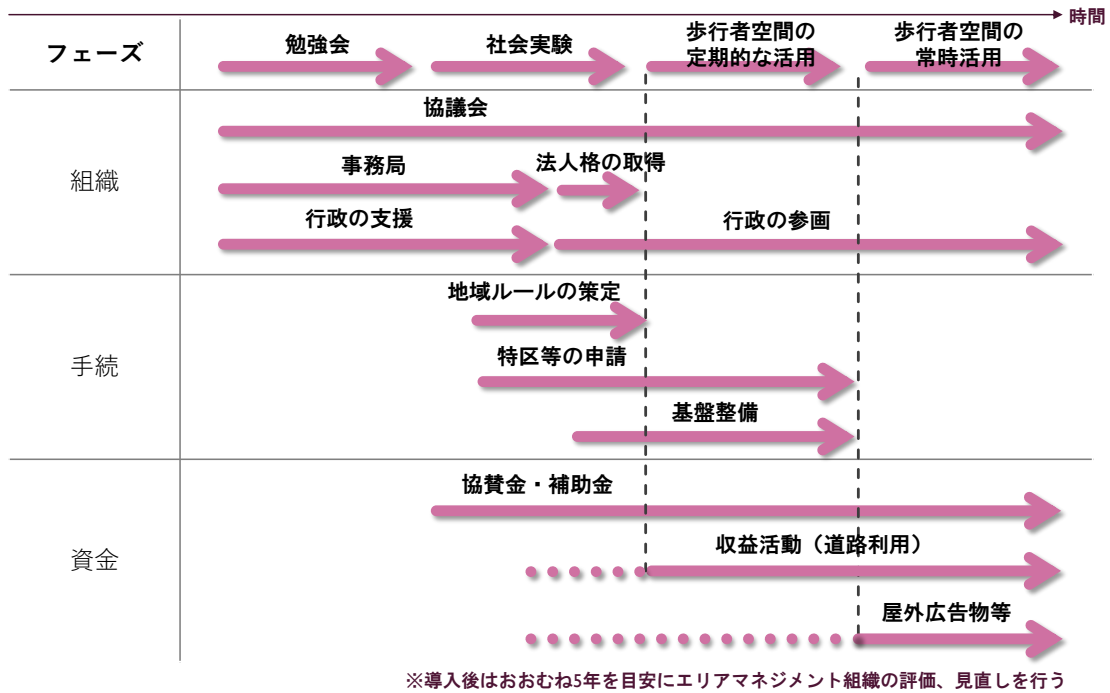


図 5-2 歩行者空間の活用に向けたエリアマネジメント導入のプロセス検討(例)

5.1 歩行者空間創出の活動主体

● エリアマネジメント活動を始めるに当たっては、組織の立ち上げを行う。

活動主体（組織）は、道路空間という公共空間を活用して利益を享受する代わりに、エリアマネジメント組織として、まちの清掃活動や情報発信、にぎわいづくりのイベント等といったエリアマネジメントの取組を実施し、まちの快適性を高め、にぎわいの創出やデザイン性の高い空間を創出する役割を担うことになる。

行政は、地域の特性や活動主体となる見込みがある組織の有無等の状況に応じて、組織の立ち上げ段階において、以下に示すタイプ別の概要を参考に、エリアマネジメント活動を行う組織の立ち上げの支援を行うことが必要となる。

① 既存組織がある場合（既存組織を活用）

既存組織（商店会、自治会、地元密着のまちづくり組織・NPO、アーバンデザインセンター等）のキーパーソンが中心となって団体を立ち上げ、エリアマネジメント活動を主導するタイプがある。

本ケースは、行政が、既存組織やキーパーソンを集めた連絡会を開催する等、各組織との間でのつながりの形成のサポートを行う必要がある。

本ケースは、地域の核となる商店街や駅周辺などにおいて適用される場合が多い。

（例）一般社団法人浅草六区エリアマネジメント協会（台東区）、一般社団法人蒲田東口おいしい道計画（大田区）、代官山ステキなまちづくり協議会（渋谷区）

② 既存組織がない場合（新たな組織の立ち上げ）

民間企業が主導するケース

地域の価値向上による不動産価値向上等を目的とし、デベロッパーやゼネコン（ゼネラル・コントラクター）等がエリアマネジメント活動を主導するケースがある（本ケースでは、組織の立ち上げ段階での行政によるサポートは必要としない場合が多い。）。

本ケースは、企業活動の延長として取り組みやすく、まちづくりのノウハウがある人材が多いことが特徴である。資金確保の知識も企業で持ち合わせていることから、継続的に取り組まれる。

本ケースは、大規模ターミナル駅周辺、業務地区、新規開発地区などにおいて適用される場合が多い。

（例）特定非営利活動法人大丸有エリアマネジメント協会（千代田区）、一般社団法人日本橋室町エリアマネジメント（中央区）、一般社団法人渋谷駅前エリアマネジメント（渋谷区）

個人が主導するケース

地域の特定のキーパーソンの発意により団体を組織し、エリアマネジメント活動を主導するケースがある。

本ケースは、まちづくりや資金確保の知識は少ないものの、地域のキーパーソンの存在により、高い意欲で取り組んでいることが多い。行政は、キーパーソンと地域の団体とのつながりを作るなどのサポートを行う必要がある。

本ケースは、地域団体が主導するケース同様、地域の核となる商店街や駅周辺などにおいて、適用されることが多い。

(例) 大橋エリアマネジメント協議会 (目黒区)、NPO 法人黄金町エリアマネジメントセンター (横浜市)、NPO 法人小杉駅周辺エリアマネジメント (川崎市)

地域のコミュニティ組織が結束して組織化するケース

地域で、個々に活動する個人や小規模なコミュニティ組織はあるものの、それぞれが別々に活動し、連携していないときに、個人や組織を結束させて、団体を立ち上げるケースがある。

本ケースは、行政は、地域の個人と団体とのつながりを作るなどのサポートを行う必要がある。

(例) 大宮西口おもてなし実行委員会 (さいたま市)

<行政のスタンス>

行政がこれらの組織をバックアップし、機運を高め、地域の方々の活動を促し、活動主体を立ち上げる必要がある。

なお、担当者の異動に伴い、活動が停滞しないよう、庁内での情報共有を適正に行うことが重要である。

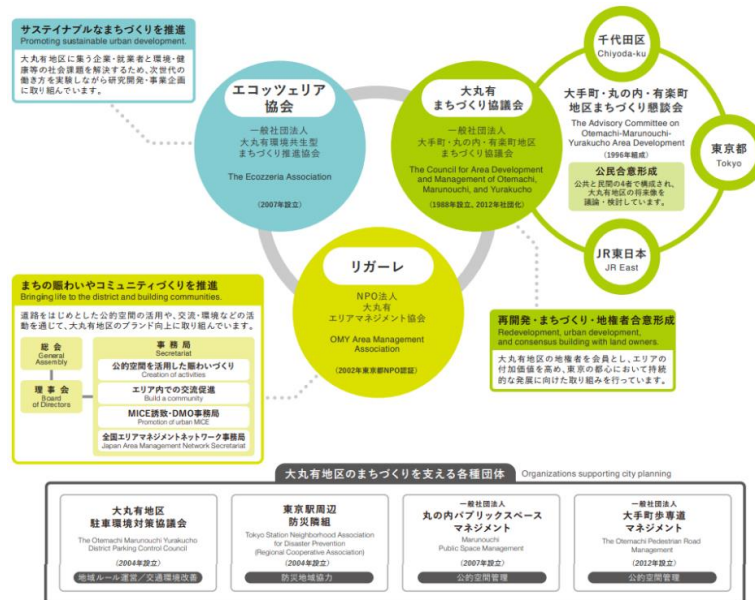
組織の熟成プロセス

組織が立ち上がった場合、そこから実際の活動を実施していくことになるが、組織の熟成プロセスにも、複数のパターンが存在する。以下を参考に組織の熟成を進めていき、エリアマネジメント活動を推し進めていく必要がある。

以下に、熟成プロセスの代表的なパターンを示す。

複数団体形成型

複数の組織が管理運営に関わる活動において役割分担をしながら形成されていくパターン。道路空間の管理に関する個人の集まりだったものがそれぞれで小さな組織を生み出し、同様の活用と管理の目的を共有するいくつもの団体として維持されていくのが特徴である(例: リガーレ、上越市雁木通りなど)。



出典: NPO 法人 大丸有エリアマネジメント協会 リガーレホームページ

組合加入型

組合の組織と組合員の加入促進を行い、組織が組合として充実化を図るパターン。

認可された活動を所定のエリアで始め、その後、組合などが組織され、組織の新陳代謝を進めるようなルール化や充実化が図られていくのが特徴である(例: 高松丸亀町商店街など)。

エリアマネジメント連携型

地域団体が中心となり、ケースに応じてそれぞれが連携していくパターン。

社会実験などを契機にした活動の積み重ねにより、公益性を認められたエリアマネジメント組織が形成され、組織の機能分化や組織間のネットワーク化へと進化するのが特徴である(例: 新宿三丁目モア4番街、丸の内仲通りなど)。

協議会プラットフォーム型

複数の地域団体が協議会内でタクスフォース化するパターン。

目標を共有する関連団体や個人が連携する協議会などが組織され、高度な活動を担う協議会へと進化していくのが特徴である（例：大阪市御堂筋など）。

中間支援組織型

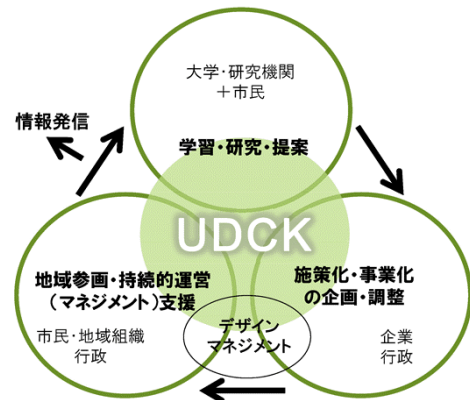
コンサルタントや大学、NPO 団体など中間支援組織がコーディネートして活動するパターン。

大学の研究室や NPO などが中間支援組織として商店街などの地元団体間のつなぎ役となり、ネットワークが強化されていくのが特徴である（例：松山市花園町通りなど）。

アーバンデザインセンター型

公・民・学が連携しネットワーク化するパターン。

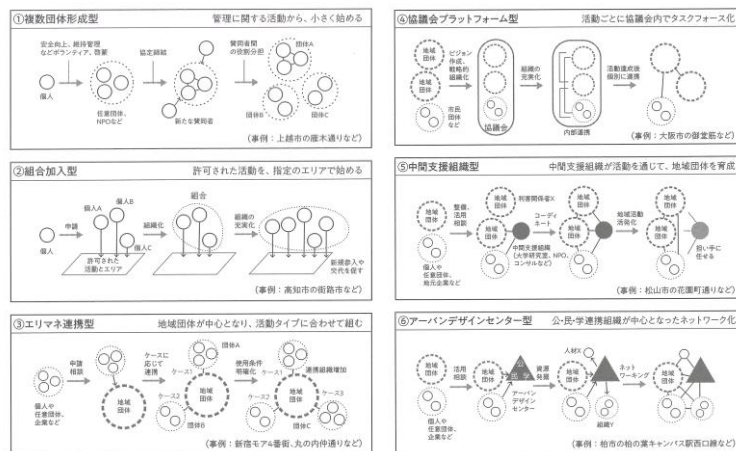
公・民・学連携の活動が集まる拠点組織が形成され、地域団体や大学との連携活動を進化させながら拠点組織も高度に機能分化していくのが特徴である（例：柏の葉アーバンデザインセンターなど）。



出典：柏の葉アーバンデザインセンターホームページ

組織の熟成プロセスは、「ストリートデザイン・マネジメント」を参考に、取りまとめた。

■ストリートデザイン・マネジメントの組織の熟成プロセス



出典：ストリートデザイン・マネジメント(2019年3月、出口敦・三浦詩乃・中野卓)

5.2 活動資金の確保

- 継続的に道路空間を活用するためには、活動資金を確保するビジネスモデルを検討することが重要である。
- 活動資金の確保以外にも、多様な協力を得ることにより、円滑な活動の展開が可能となる。

エリアマネジメント組織の運営に必要な資金を確保するための方策として、空間を活用した収益活動、周辺組織からの負担金、行政による支援などがある。

エリアマネジメント組織が自立して、行政による直接的な財政支援に頼らずに、運営を継続できる、収益確保方策を確立することが最も重要である。こうした方策の確立に向け、エリアマネジメント組織が自主的に収益を確保できるようにするための支援（関係者調整、条例や規制の変更など）について、必要に応じて、行政はサポートすることが望ましい。

以下に、活動資金の確保方法を例示する。

(1) 広告収入

エリアマネジメント組織の活動に賛同する個人又は団体（民間企業、商店街等）から、広告に対する対価として、収入（場合によっては、寄付も）を得る方法がある。

（例）：広告等

エリアマネジメント組織側で屋外広告を掲載するスペースを確保し、広告掲載に対する対価を広告掲載団体から徴収し、収益を得る方法である。常時掲載する事例や、イベント時のみ掲載する等の事例、デジタルサイネージの活用等がある。

なお、広告等を設置する場合の広告料を徴収するスキームとしては、エリアマネジメント団体で屋外広告を審査する組織（例：屋外広告物審査会）を設け、広告主から広告料を得る方法が考えられる。広告等を設置するためには、道路管理者に対しての道路使用許可申請や都道府県への屋外広告物の申請を行うことが必要となる（詳細は、p.84、p.169 参照）。



図 5-3 街路灯フラッグによる広告の掲示
（秋葉原地区）

出典：市街地整備におけるエリアマネジメントの手引（第2版）（平成28年3月、東京都）

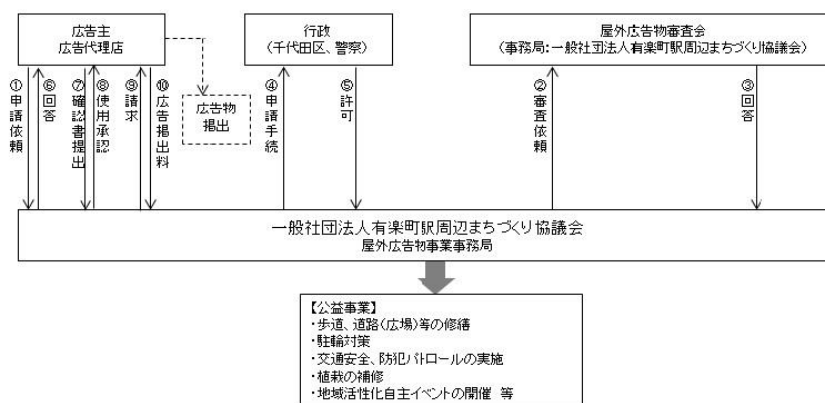


図 5-4 屋外広告による収入

出典:有楽町駅前地区におけるエリアマネジメント屋外広告物事業(一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会)

(2) 事業による収益金

(例 1) : イベント出店料

沿道地権者等が使用することやエリアマネジメント組織の企画(イベントなど)へ出店することの対価として、参加企業等から収益を得る方法である。



図 5-5 イベントへの出店

出典:エリアマネジメント南山ホームページ

(例 2) : 施設利用料

貸し出すことの対価として参加企業から収益を得る方法である。例 1 は、エリアマネジメント団体が主催となるが、こちらは、エリアをイベント会社に貸し出すことで、収益を得る方法である。



図 5-6 イベントスペースイメージ

出典:一般社団法人大崎エリアマネジメントホームページ

(3) 負担金

エリアマネジメントの活動により利益を受ける企業等から、受益者負担の考え方をもって、エリアマネジメントにより受けた利益に見合った資金を負担金として徴収し、エリアマネジメント組織の運営資金として確保する形態や、会員制度を導入し、活動に関与を求めながら継続的に資金を得ていく形態がある。

一例に BID 制度があるが、市区町村等の公的主体が活動主体に代わり活動区域内の受益者（事業者等）から負担金を強制的に徴収し、これを活動主体に交付するという形態である。

※BID 制度とは、一般的には、一定のエリアで、地方公共団体が不動産所有者や事業者から徴収した負担金を BID 団体に提供することにより、BID 団体がそのエリアの改善、維持管理、プロモーション等を行うもので、BID 団体が提供する清掃活動、イベント開催、マーケティング等のサービスは行政サービスに対する付加的なものである、とされている。

出典：地方創生まちづくり -エリアマネジメント-（内閣官房まち・ひと・しごと 創生本部事務局）

＜地域再生エリアマネジメント負担金制度とは＞

近年、民間が主体となって、にぎわいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大してきているが、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題となってきた。

特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しない、フリーライダーの問題を解決することが必要である。

このため、海外における BID の取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用をその受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を設立した。

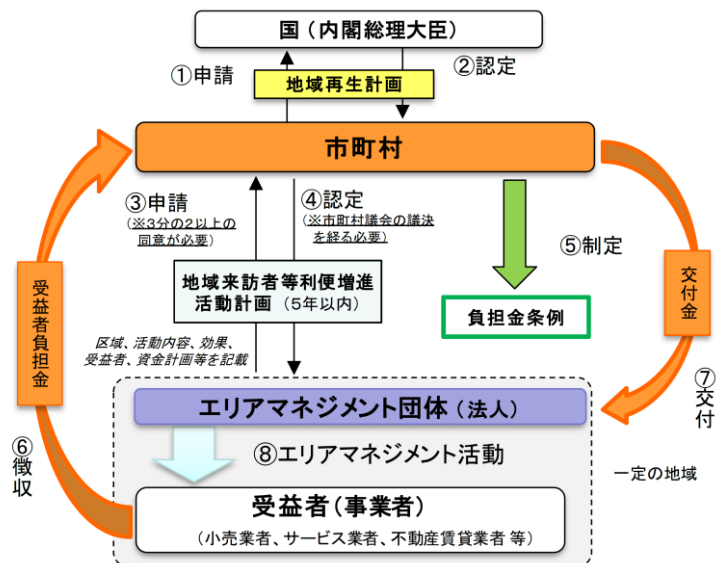


図 5-7 地域再生エリアマネジメント負担金制度 仕組み

出典：地域再生 エリアマネジメント 負担金制度 ガイドライン（内閣官房まち・ひと・しごと 創生本部事務局）

(4) 協賛金

エリアマネジメント活動の趣旨に対して賛同を得られた個人や企業、団体等から、協賛金として資金の出資を募り、得られた資金を基にエリアマネジメント組織の運営を行っていく方法がある。イベントや特定の事業に対して、活動支援の名目で資金の提供を受ける形態等がありうる。

※協賛金以外にも、エリア内の企業等が土地の無償提供や人員の提供等を行う形式も考えられる。

(5) 行政支援

行政は、エリアマネジメント組織に関わり、必要に応じて、支援していくことも継続性の観点からは重要となる。

行政がエリアマネジメント組織に、補助金として、直接資金を渡す方法がある。エリアマネジメント組織による活動が軌道に乗るまでの間、行政がエリアマネジメント組織に参画し組織活動をサポートするために、取組に応じて補助金による支援をすることも想定される。

また、行政からのサポートとして、補助金ではなく、専門家の派遣、情報提供などのサポートも考えられる。行政が外部委託（まちづくりに関するコンサルタント会社への委託）に伴う費用を負担し、エリアマネジメント活動に参画する方法がある。

※詳細な協議・調整事項は、5章の「5.4 活動推進のための行政支援」（p.72）を参照。



図 5-8 専門家の派遣

出典：大阪市ホームページ

表 5-1 居心地が良く歩きたくなる空間形成に対する予算支援策

予算支援策	概要
官民連携 まちなか 再生推進事業	官民の幅広い関係者が参画する官民連携のエリアプラットフォームを構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムの構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の人材の集うコミュニティの活性化と官民連携による持続可能なまちづくりにつなげ、一層の都市再生を推進することを目的とした補助事業
まちなか ウォークアブル 推進事業	都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・活用を重点的・一体的に支援する事業
まちなか 公共空間等 活用支援事業	都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により支援する事業

出典：官民連携まちづくりの進め方～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～（国土交通省）

※詳細は p.158 以降に記載

5.3 にぎわい創出へ向けた企画立案

- 道路空間を利活用する際、①日常的な活用と②非日常的な活用の2側面により、居心地の良い場づくりや、にぎわい創出へ向けた、企画立案を行う。

日常的な活用は、利用者ニーズに沿った場づくりや沿道店舗による軒先利用などであり、非日常の活用は、エリアマネジメント組織そのものが主体となりイベント等を実施する方法、外部の個人や組織が空間を利用する方法がある。

(1) 日常的な活用（常時）

特定の団体が定期的な清掃活動等を含めた維持・管理活動を行いながら、店舗の軒先等の占用許可を得た歩行者空間でベンチやイス・テーブルを設置することで、休憩、交流、食事など、滞留活動がしやすくなり、にぎわい向上に寄与する。

(例1)：パークレット、テーブル・イス、ベンチなど

様々なユーザー（空間を利用する人）が、自由に活動（休憩、食事、憩い等）できるようなフリースペースを提供する。



パークレット(新宿区)

※車道の一部を転用して人のための空間を生み出す取組
出典:新宿区ホームページ



ベンチ(千代田区)

出典:エコツツエリアホームページ

図 5-9 場づくり事例

(例2)：沿道店舗等による軒先及び歩行者空間利用

沿道店舗等が店舗の軒先や歩行者空間にテーブルやイスなどを出し、空間を活用する。



軒先利用(世田谷区)

出典:二子玉川まちメディアホームページ



歩行者空間利用(港区)

出典:新虎通りエリアマネジメントホームページ

図 5-10 沿道店舗等による軒先及び歩行者空間利用事例

(2) 非日常的な活用

イベントの実施により、外部からの来訪者を呼び込むことで、街や商店街の活力向上を高める。

(例1)：キッチンカー、マルシェ、芝生、屋台、祭り、芸術活動など

エリアマネジメント組織が、道路空間を活用した、にぎわい活動を企画して実施する。

キッチンカーや屋台の配置、イベント時に芝生を設置したり、芸術活動の一環として作品を展示することなどが想定される。



イベント(千代田区)

出典:リガーレホームページ



マルシェ(港区)

出典:独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページ

図 5-11 イベント等の主催事例

(例2)：外部組織による活動

祭礼などイベント企画団体等が、エリアマネジメント組織が管理する空間における活用方法を企画提案し、街や商店街の活動向上を高める。



コミックシェルター(品川区)

出典:一般社団法人大崎エリアマネジメントホームページ



地域のお祭り(台東区)

出典:台東区ホームページ

図 5-12 外部組織による活動事例

※ 社会実験の取組項目により、行政組織への協議・調整が必要 (5.5 参照)

5.4 活動推進のための行政支援

- 活動推進へ向け、行政による活動主体への支援を行う。
- 活動の立ち上げ時には、様々な行政支援を行うことで、円滑な取組を実施する。
- 継続的な活動へ向け、活動主体の自立を促していく。

行政が有する資金・権限やまちづくりの知識、公共機関としての信頼、活動主体が有する地域・現場のニーズに関する情報や団結力といった両者の強みを生かせるよう、活動主体と行政の良好な連携体制を構築することが望ましい。

具体的な行政支援例を、表 5-1 に示す。

表 5-2 行政支援例

行政支援	支援内容	効果
動機づくり	休憩や食事のための公共スペースを提供し、にぎわい空間を創出	きっかけづくりの創出による機運向上
情報提供	先進事例等について情報提供	具体的な取組のイメージ化
技術者派遣	社会実験等の取組実施へ向け、豊富な知識を有する技術者を派遣	相談・助言を参考に、取組を円滑に実施
プラットフォームづくり	行政の支援体制を構築し、相談窓口を創出	活動主体が抱える課題に対し、行政が協働することで円滑に課題を解決
手続支援	手続に際する留意点等について、アドバイスを実施	手続が滞りなく進むように、手続の不安を解消
補助金	活動に必要な費用の支援を行う	費用面での不安が解消され、スタートアップ時や継続的な活動の計画を立案

(例)：道路空間利活用に関する勉強会の開催

活動主体がエリアマネジメントに関するノウハウが不足している場合、地域の課題を共有する勉強会や他事例の視察等を通じた動機付けから開始することが重要となる。

組織が自主的に活動するまでの間は、人材育成を兼ねて行政の積極的なサポートが不可欠であり、活動主体が道路空間を活用するために、行政主体で勉強会を開催し、取組を具体化する補助をすることも考えられる。



ワークショップ形式

出典：「まちの再生」を考えるワークショップ報告書
(国土交通省)



現地視察会

出典：東京商工会議所ホームページ

図 5-13 勉強会開催イメージ

5.5 行政組織への協議・調整

● 取組を行うに当たっては、関係各所との調整が必要である。

道路空間を活用する際に協議が必要となる行政組織は、交通管理者（所轄警察署、本庁）と道路管理者（区市町村、都、国）が挙げられる。

その他、食品提供や屋外広告物の設置等を行う場合は、別途、保健所や屋外広告物取扱部署と協議が必要となる。酒類を提供する場合は、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場で飲用に供する業ではなく、テイクアウト等、その営業場以外の場所で飲用に供されるための酒類を販売する場合には、酒税法に基づく販売業免許を受ける必要があるため、税務署への確認を行うことが望ましい。

また、露店等の開設により、消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為に該当する場合には、消防署への届出が必要である。

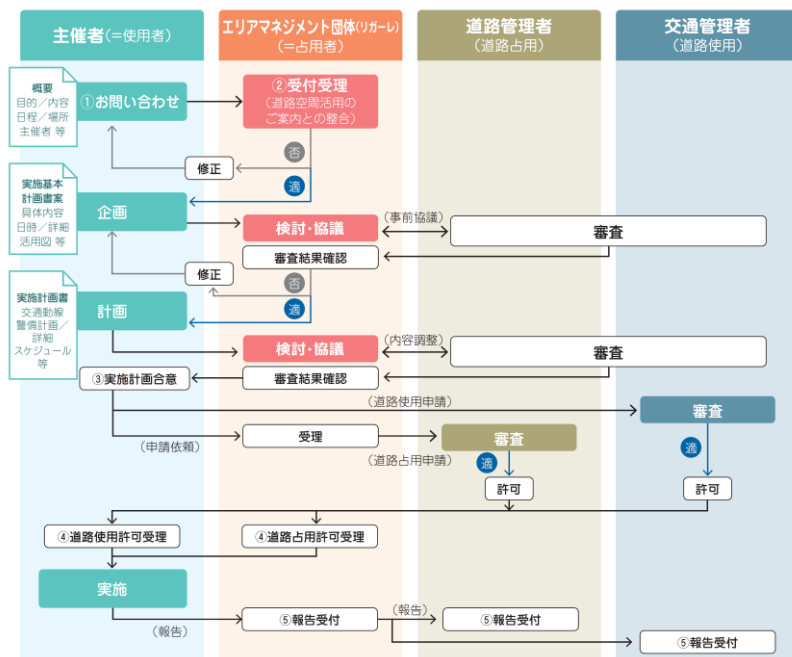
また、道路内に建築物を建築することは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第44条によりできないが、一定の条件を満たすものについては、建築審査会の同意を得た上で特定行政庁が許可することにより、建築が可能となる場合がある。

次頁に関係主体と協議・調整が必要な行政組織について示すが、イベントへの出展者や飲食関係の業者それぞれが、関係主体と協議、調整を図ることになると、膨大な手間と時間を要することになる。このため、エリアマネジメント団体が空間を活用したい団体についての相談等のワンストップ窓口の機能を持つ方法、団体の活動が円滑に始められるように活動主体が事前調整を行う方法など、協議・調整が円滑に進む取組を行うことが望ましい。

column

エリアマネジメント団体が一括で 手続を実施

多くの団体が出展する道路空間を活用した催事を行う際、各団体が関係機関と協議・調整を行うと手間となるため、エリアマネジメント団体が窓口となり、道路管理者、交通管理者と協議調整を行うことで、出展者の負担を軽減することが可能となる。



出典：NPO 法人 大丸有エリアマネジメント協会 リガールホームページ

表 5-3 関係主体と協議・調整内容

活用方法	関係主体	協議・調整内容	協議における留意事項
道路空間を活用する場合	交通管理者 (所轄警察署、本庁)	道路使用許可の取得 <input checked="" type="checkbox"/> 道路を使用する場所・区間 <input checked="" type="checkbox"/> 道路を使用する期間・時間 <input checked="" type="checkbox"/> 道路を使用する方法・形態 <input checked="" type="checkbox"/> 道路を使用する者の常駐状況・非常時の連絡体制 <input checked="" type="checkbox"/> 交通の安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 迂回路の確保 等	道路空間活用の内容によって協議に要する期間が異なるため、検討スケジュールにおいては考慮が必要
道路空間に占有物件*を設置する場合	道路管理者 (区市町村、都、国)	道路占有許可の取得 <input checked="" type="checkbox"/> 道路占有の位置 <input checked="" type="checkbox"/> 道路占有の期間・時間 <input checked="" type="checkbox"/> 道路占有の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 道路占有の寸法 等	同上
道路空間で食品を提供する場合	保健所	食品営業許可又は行事開催届 <input checked="" type="checkbox"/> 実施内容 <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱う食品の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 出店期間 <input checked="" type="checkbox"/> 調理設備 <input checked="" type="checkbox"/> 管理体制 等	(手続書類に不備がない場合に)書類処理期間として10日間程度
道路空間に屋外広告物を設置する場合	各区市町村 屋外広告物取扱い部署	屋外広告物許可 <input checked="" type="checkbox"/> デザイン <input checked="" type="checkbox"/> 大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 設置場所 <input checked="" type="checkbox"/> 設置方法 等	-
道路空間で酒類を提供する場合	税務署	販売業免許の取得の必要性の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 酒類提供の形態 等	-
道路空間の活用が消防活動に支障を及ぼすおそれがある場合	消防署	届出の提出 <input checked="" type="checkbox"/> 行為の目的 <input checked="" type="checkbox"/> 行為の期間 <input checked="" type="checkbox"/> 行為の場所 <input checked="" type="checkbox"/> 出典の種類・店数 <input checked="" type="checkbox"/> 人手の予想 等	-
道路内で建築する場合	特定行政庁 (区市、都) 建築審査会	以下のいずれかに該当し、建築審査会の同意を得て、特定行政庁が許可 <input checked="" type="checkbox"/> 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で通行上支障がないもの <input checked="" type="checkbox"/> 地区計画区域内の道路に建築されるもので、その地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの 等	-

*道路占有物件は以下のものを指す(道路法第32条第1項)。

- ・ 広告塔 ・ 食事施設 ・ 露店、商品置場 ・ 購買施設 ・ 看板・旗ざお・自転車駐車器具
- ・ 幕、アーチ ・ その他これらに類する物件
- 『その他これらに類する物件』の例
- ・ フラワーポット ・ ベンチ ・ テント、パラソル ・ 電飾、提灯、ランプ
- ・ ステージ、やぐら、観客席 ・ テーブル、椅子 ・ 音響機材(スピーカーなど)等

道路使用許可の説明(警察庁ホームページ)
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/shinsei-todokede/dourosiyoukyoka/permission.html>

道路空間を活用する場合 ⇒ 警視庁

道路使用許可が必要な行為は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第77条第1項に定められている。

大規模工事や地域活性化に資するイベント等の開催は、その実施場所、実施時間、実施形態等によって、交通の妨害となる程度が千差万別である上、地域住民や道路利用者等の合意形成の状況も一様ではない。

円滑に道路使用許可手続を進めるため、十分な時間的余裕をもって事前相談をすることが必要となる。

提出書類は以下の2点である。

- ・道路使用許可申請書（2通）
- ・道路使用許可申請書の添付書類
 - 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
 - 道路使用の方法又は形態等を補足するために公安委員会が必要と認めて定めた書類（道路使用許可申請書に記載する内容を補足的に説明する資料）

1. 道路において工事もしくは作業をしようとする行為(1号許可)
 
2. 道路に石碑、広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為(2号許可)
 
3. 場所を移動しないで、道路に露店、屋台等を出そうとする行為(3号許可)
 
4. 道路において祭礼行事、ロケーション等をしようとする行為(4号許可)
 具体的な行為については、各都道府県道路交通規則に定められています。
 

図 5-14 道路使用許可が必要な行為(再掲)
出典:警視庁ホームページ

別記様式第六（第十条関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

住所
申請者 氏名

道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
方法又は形態			
添 付 書 類			
現 場 住 所			
責任者 氏 名		電 話	

第 号

道 路 使 用 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日
警 察 署 長 印

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

出典:警視庁ホームページ

図 5-15 道路使用許可申請書

道路使用許可の記載例は、以下の警視庁ホームページへ
https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/tetsuzuki/kotsu/application/shiyo_kyoka.html

道路使用許可を提出する警察署一覧は、以下の警視庁ホームページへ
https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about_mpd/shokai/ichiran/mokuteki/doros_hiyo.html

表 5-4 の項目は、歩行者利便増進道路制度において、道路使用手続を進める上であらかじめ確認すべき事項として紹介されているものであり、道路使用手続の際には参照することが望ましい。

なお、これらの留意事項を満たす場合でも、必ず道路使用許可が行われるのではなく、交通管理者の確認により、なお交通への支障等が認められる場合には、申請内容の補正等を求められる場合があることに留意する必要がある。

表 5-4 沿道飲食店等の路上利用に係る留意事項

項目	留意点
合意形成	<input checked="" type="checkbox"/> 沿道居住者等の合意形成を図っていること。
路上利用の日時	<input checked="" type="checkbox"/> 通勤・通学に使用される道路では、通勤・通学ラッシュ時間帯を避けるなど、交通頻繁な時間帯に実施していないこと。
安全対策の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 利用客が滞留するおそれがある場合は、整理誘導等の必要な措置を講じていること。
路上利用の方法	<input checked="" type="checkbox"/> テラス営業を目的とした申請の場合、利用客が許可された範囲を超えて利用しないよう、テーブル、イス等を配置していること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路標識、信号機等の見通しを妨げるような場所に設置し、又はその見通しを妨げるような方法で設置していないこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 音響装置を設置する場合は、緊急自動車のサイレン音、視覚障がい者用信号音、その他交通の安全と円滑を図るために鳴らされる音の聴取を妨げない音量であること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 営業上必要な仮施設の設置時間は、店舗の営業時間内とし、その他の時間帯については、交通の妨害とならないような方法で整理を行っていること。
迂回路の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 車両等の通行止め規制の実施が見込まれる場合や多数の人手が見込まれる場合は、予想される交通量を処理できる迂回路を確保していること。

出典：国土交通省ホームページ

<交通管理者が着目している点（例）>

○ 安全な道路空間が活用されているか。
<input checked="" type="checkbox"/> 幅員
<input checked="" type="checkbox"/> スムーズな動線の選定（交通量の確保）
○ 既存安全施設が阻害されていないか（視認性等）。
<input checked="" type="checkbox"/> 設置物等により、信号機が見えにくくなっていないか。
<input checked="" type="checkbox"/> 設置物等により、標識が見えにくくなっていないか。
<input checked="" type="checkbox"/> 設置物等により、視覚障害者誘導ブロックがふさがれていないか。 等

道路空間に占有物件を設置する場合 ⇒ 道路管理者

道路に一定の物件を継続的に設置するには、道路占有許可が必要となる。

また、占有物件ごとに、設置基準や占有料の単価が定められている。

- ▶ 許可できる物件の例・・・看板、日よけ、工専用足場、仮囲い、朝顔など
- ▶ 許可できない物件の例・・・置き看板、立て看板、のぼり旗、自動販売機など

なお、これまでは道路占有許可を行うに当たって、通常の許可基準（無余地性）を適用しない特例が受けられる制度として、「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）」や「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）」、「中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）」に基づくものが活用されていたが、これまでの道路法には、にぎわい創出につながる道路の位置付けが明確に規定されていないほか、道路管理者の主導により民間の創意工夫を活用して歩行者にとって快適で楽しめる空間をつくる仕組みがなかった。このため、にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路制度（通称ほこみち）が創設された。

この制度は、従来の道路占有許可の特例制度のように都市再生整備計画等への位置付けがなくとも、道路管理者と区市町村長が協議し、公安委員会の合意が得られれば道路管理者による指定が可能である。以下のような特徴を有している。

- 1) 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・にぎわい空間を整備することが可能
- 2) 歩行者利便増進道路を指定し、その中に利便増進誘導区域を設けることで、カフェやベンチの設置など、占有制度を緩和（占有特例の適用）
 - ⇒ “無余地性” 基準が除外され、占有物が置きやすくなる。
 - ⇒ 公募占有を行う場合、最長 20 年の占有が可能となり、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすくなる（公募しないことも可能。その場合、占有期間は最長 5 年。）。最長 20 年の占有が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすくなる。
 - ※公募が行われない場合でも、道路協力団体による占有であれば許可に代わって協議で占有可
- 3) 占有物件の一部拡大
 - ・ 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）
 - ・ 標識、旗ざお、幕及びアーチ
 - ・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
 - ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
 - ・ 集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設

表 5-5 は、道路占用許可手続を進める上であらかじめ留意すべき事項となるため、参照することが望ましい。

なお、この項目は、歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の審査において、道路管理者が確認する一般的な事項となっている。

ただし、これらの留意事項を満たす場合であっても、なお交通への支障等が認められる場合には、申請内容の補正等を求められる場合があることに留意することが必要である。

表 5-5 沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の留意事項

項目	留意点
占用主体	<input checked="" type="checkbox"/> 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと。
施設の構造	<input checked="" type="checkbox"/> 倒壊、落下等のおそれがないこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 必要以上の易燃性や爆発性の物件、悪臭や騒音等を発する物件を用いるものではないこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 自己の店舗前の外に及ぶなど、必要以上の規模となっていないこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 意匠、色彩等により、脇見運転等を引き起こすものでないこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 車両運転者の横断者や標識等への視認性を妨げるものでないこと。
営業形態	<input checked="" type="checkbox"/> 意匠、構造及び色彩が、周辺の環境と調和するものであること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 特定の会員等のみを対象としたものではなく、広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 公序良俗に反し、社会通念上不適当なものの売買又はサービスの提供ではないこと。
	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間や強風時には屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路の機能や道路環境の維持・向上のための清掃、除草等の措置が行われること。

出典：国土交通省ホームページ

道路占用料の詳細は、以下の東京都ホームページ（東京都道路占用料等徴収条例）へ
https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/g171RG00001451.html

<道路管理者が着目している点（例）>

- 安全に道路空間が活用されているか。
 - 幅員
 - 設置物に突起物はないか。
 - 舗装をはつるのか（現状復旧予定か）。
 - 交差点や切下げとの距離・位置関係（歩行者や車両が確認できるか。）
 - 既設道路施設に影響はないか（養生方法、現状復旧方法）。
 - ライフラインや道路工事の支障とならないこと。 等

具体的な道路占用に関する手続は、地方公共団体が管理する国道、都道府県道、市区町村道については各地方公共団体へ、国が管理する国道の場合は、国土交通省のホームページを参考とする。

表 5-6 に、都道において占用する場合の提出書類の一覧を示す。

表 5-6 道路占用許可関連の提出書類(都道の場合)

様式の名称	
1	道路占用許可申請・協議書(4枚つづり)
3	道路占用物件除却工事施行承認申請書(3枚つづり)
4 (承認工事のため省略)	道路工事施行承認申請書作成要領
5	道路工事期間延伸申請書(3枚つづり)
8	工事着手届
着手・完了届	工事完了届

道路占用許可申請書

新規申請 変更申請 定式 年月日 年月日

住所 氏名 担当者 TEL E-mail

道路法 第32条 第35条の規定により許可を申請します。

占用の目的 路線名 車道・歩道・その他

占用の場所

名	称	規	模	概	数	量
占 用 物 件						

占用の期間 年月日から 年月日まで 間 占用物件の構造

工事の期間 年月日から 年月日まで 間 工事実施の方法

道路の復旧方法 添付書類

備考

記載要領

- 1 「許可申請協議書」(第32条)及び「許可を申請協議書」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「新規申請」については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者の職名(所属)・氏名」を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

図 5-16 道路占用許可申請書・協議書

国道を占有する場合は、以下の国土交通省ホームページへ
<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/02.html>

都道を占有する場合は、以下の東京都建設局ホームページへ
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/youshiki/douro_senyo.html

道路空間で食品を提供する場合 ⇒ 保健所

・食品営業許可（東京都福祉保健局・保健所）

飲食店の営業や食品の製造・販売を始める場合は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく営業許可を受ける必要がある。営業許可を得るには、施設基準に合致した施設をつくる必要がある。

食品の提供を行う際には、事前相談として、施設の工事着工前に施設の設計図等を持参の上、事前に相談することが必要で、井戸水・受水槽の水を使用する場合、水道法（昭和二十二年法律第七十七号）の基準に合格した水質検査成績書が必要になることがある。その上で、営業許可申請書類等の申請書類等は施設工事完成予定日の 10 日くらい前までに提出する。

また、営業許可期限満了後も引き続き営業する場合は、許可継続の手続が必要となる。

なお、社会実験のように、一時的に催され、不特定多数の者が自由に参加できる行事に臨時出店する場合、次の要件を満たしていれば、営業許可は必要ない。ただし、食品衛生上の危害発生防止のため、臨時出店者は保健所の指導に従う必要がある。

- 出店地を所管する地方公共団体（市町村及び都）、国又は住民団体が関与する公共的目的を有する行事に出店すること
- 飲食店行為、菓子製造行為、食料品販売行為を行うこと
- 出店日数が原則として 1 年に 5 日以下であること

新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ
—食品関係営業許可申請の手引—

一口に、食品に関する営業といっても、いろいろな種類があります。これらのうち、次の営業については、食品衛生法で定められた営業許可が必要です。

分類	業種
調理業	・飲食店営業 ・調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業
	・菓子製造業・アイスクリーム類製造業・乳製品製造業 ・清涼飲料水製造業・食肉製品製造業・水産製品製造業・氷雪製造業 ・液状製造業・食用油脂製造業・みそ又はしょうゆ製造業・酒類製造業 ・豆腐製造業・納豆製造業・麺類製造業・そうざい製造業 ・複合型そうざい製造業・冷凍食品製造業・複合型冷凍食品製造業 ・漬物製造業・密封包装食品製造業・食品の小分け業・添加物製造業
処理業	・集乳業・乳処理業・特別牛乳搾取処理業・食肉処理業 ・食品の放射線照射業
販売業	・食肉販売業*・魚介類販売業*・魚介類売り場営業

*包装品の販売のみの場合を除く

この他、営業する際に届出が必要な業種がありますので、御注意ください。

営業を行うには、まず、所管する保健所に営業許可申請を行い、都が定めた施設基準に合致した施設をつくり、営業許可を受けることが必要です。次に、施設や設備が基準どおりに維持管理されているか常に点検し、また、食品の取扱い等にも十分留意して、より安全で衛生的な食品を提供することが必要です。このパンフレットは、営業許可申請書類の書き方や施設基準等について、皆さんに分かりやすいよう要点を解説しました。詳細については、最寄りの保健所にお問い合わせください。

また、各業種の説明については、https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/new/files/kyok_a_tebiki.pdf 各業種の説明をご覧ください。

東京都福祉保健局・保健所

新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ
—自動車関係営業許可申請等の手引—

一口に、食品に関する営業といっても、いろいろな種類があります。これらのうち、自動車に施設を設けて行う次の営業については、食品衛生法で定めている営業許可が必要です。

これらの営業許可の有効範囲は、いずれも都内一円に限られています。

業態	取扱内容	業種
自動車(ただし、2輪のものを除く。)	・食品を調理し客に飲食させる営業 ・魚介類を販売する営業 (生きているまま販売するもの、容器包装に入れられた状態で仕入れそのまゝの状態を販売するものを除く。)	飲食店営業(自動車)
しながら右の営業を行うもの	・動物の屠殺、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業	食肉処理業(自動車)

*容器包装に入れられた食品を仕入れ販売する場合は営業許可は不要ですが、営業を行う場所に営業届出が必要になります。また、本手引では飲食店営業について記載しています。営業届出や食肉処理業について、詳しくは保健所までお問い合わせください。

営業を行うには、まず、所管する保健所に営業許可申請を行い、都が定めた施設基準に合致した施設をつくり、営業許可を受けることが必要です。次に、施設や設備が基準どおりに維持管理されているか常に点検し、また、食品の取扱い等にも十分留意して、より安全で衛生的な食品を提供することが必要です。このパンフレットは、営業許可申請書類の書き方や施設基準等について、皆さんに分かりやすいよう要点を解説しました。詳細については、最寄りの保健所にお問い合わせください。

東京都福祉保健局・保健所

図 5-17 食品関係営業許可申請の手引

図 5-18 自動車関係営業許可申請等の手引

詳細は、以下の東京都福祉保健局ホームページへ
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kyokatodokede/files/kyok_a_tebiki2021.pdf

・自動車関係営業許可申請（東京都福祉保健局・保健所）

自動車（2輪のものを除く。）での営業に施設を搭載し、移動しながら行う営業を行う場合は、営業車内での調理加工の程度について制限がある。

所管する保健所に、営業許可申請を行い、都が定めた施設基準に合致した施設を作り、営業許可を受けることが必要となる。

また、営業許可期間は基本5年であり、営業許可期限満了後も引き続き営業する場合は、期限満了前に、許可継続の手続が必要となる。

新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ
—自動車関係営業許可申請等の手引—
（自動車による食品販売に関する営業許可等の取扱い要綱）平成17年4月1日 166保健局長2550号

一口に、食品に関する営業といっても、いろいろな種類があります。これらのうち、自動車に施設を設けて行う次の営業については、食品卫生法で定めている営業許可が必要です。

これらの営業許可の有効範囲は、いずれも都内一円に限られています。

業 態	取 扱 内 容	業 種
自動車（ただし、2輪のものを除く。）に施設を搭載し、移動しながら右の営業を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ・食品を調理し客に飲食させる営業 ・魚介類を販売する営業 	飲食店営業(自動車)
	<ul style="list-style-type: none"> （生きているまま販売するもの、容器包装に入られた状態で仕入れそのままの状態の販売するものを除く。） 獣畜をささづし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは紐切する営業 	

※容器包装に入られた食品を仕入れ販売する場合は営業許可は不要ですが、営業を行う場所に営業届出が必要になります。また、本手引では飲食店営業について記載しています。営業届出や食肉処理業について、詳しくは保健所までお問い合わせください。

営業を行うには、まず、所管する保健所に営業許可申請を行い、都が定めた施設基準に合致した施設をつくり、営業許可を受けることが必要です。次に、施設や設備が基準どおりに維持管理されているか常に点検し、また、食品の取扱いや衛生にも十分留意して、より安全で衛生的な食品を提供することが必要です。

このパンフレットは、営業許可申請書類の書き方や施設基準等について、皆さんに分かりやすいよう要点を解説しました。詳細については、最寄りの保健所にお問い合わせください。

● 東京都福祉保健局・保健所

公衆衛生上必要な措置の基準

営業者は、国が示す衛生管理の基準に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、それを守る必要があります。なお、自動車での営業に際しては、以下の取組を講じた衛生管理を行うよう求められます。

- 1 給水タンクは常に取用し得る水の供給されるよう、定期的に清掃し、満灌に保つこと。
- 2 営業開始前、給水タンクへの取付配管の取付を行い、営業終了後、給水タンク及び給水タンク内の水を公衆衛生上支障のないよう必ず排水すること。
- 3 器具等は、それぞれの使用目的に応じて使用するものとする。
- 4 食品衛生法及び施設基準は、作業場の清掃等に努めたものとする。
- 5 作業は、必ず車内で満灌に行うこと。
- 6 高寒材料の取扱は、専用の容器等で衛生的に行うこと。
- 7 食品の保存は、その営業に用い、常に適正に行うこと。
- 8 食品の有効期限は、特に記入し出しに留意すること。
- 9 1 から 8 までの事項のほか、施設基準と同様の規定（食品衛生法施行規則 別表第 17 及び別表第 18 に規定される基準）を適用する。

飲食店営業を行う営業車の設備例

4

図 5-19 自動車関係営業許可申請等の手引

図 5-20 調理営業を行う営業車の設備例

詳細は、以下の東京都福祉保健局ホームページへ
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/kyokatodokede/files/jidousha_tebiki2021.pdf

・行事開催届（東京都福祉保健局・保健所）

住民祭や産業祭など、地方公共団体や住民団体などが関与する公共目的を有する行事で食品を提供する場合、臨時出店者として届出が必要となる。

臨時出店者は以下の要件を満たすものをいう。

- 住民祭、産業祭など、地方公共団体や住民団体が関与する公共目的を有する行事に出店すること。
- 飲食店行為、菓子製造行為及び食料品販売行為を行うこと。
- 出店期間が原則として1年に5日以下であること。

様式2

年 月 日

行 事 開 催 届

東京都 保健所長殿

主催者住所
氏名
電話

このことについて下記のとおり行事を行います。

記

1 行事名及び行事の期間

2 行事の主催者および後援者

3 行事の目的

4 臨時出店者の出店場所及び出店期間

5 取扱食品等

区 分	取 扱 食 品
飲 食 店	
菓 子 製 造	
食 料 品 販 売	

6 食品衛生に関する総括責任者及び連絡先

7 臨時出店店舗の配置図（食品関係店舗ごとに番号で示す。）

図 5-21 行事開催届

詳細は、以下の東京都福祉保健局ホームページへ
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamakodaira/shokuhin/syouthisyanokatahe/matsuri/todokede.html>

道路空間に屋外広告物を設置する場合 ⇒ 東京都都市整備局

・屋外広告物のしおり（東京都都市整備局）

都では、東京都屋外広告物条例及び同施行規則を定めて、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を目的とした規制を行っている。

「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

許可区域に屋外広告物を表示等をする場合は、原則として許可が必要となり、許可区域であっても適用除外広告物の一覧のうちの「許可が不要な広告物」に当てはまるものは許可を要しない。

屋外広告物の許可を受けるためには、表示する場所や広告物の種類により窓口に許可申請書類を提出する必要がある。

許可期間は広告物の種類によって決まっている（1か月以内～2年以内）が、期限後も引き続き表示等をする場合は、満了する10日前までに継続の手続きをする必要がある。

表示・掲出する場所	表示・掲出するもの	取扱窓口
23区内	許可が必要な全ての広告物等	区の屋外広告物担当係
島しょ地区内	許可が必要な全ての広告物等	支庁の屋外広告物担当係
市(八王子市を除く。)及び瑞穂町の区域内	①電柱利用の広告物等 ②標識利用の広告物等 ③車体利用の広告物等 ④表示・設置届が必要な場合	多摩建築指導事務所管理課
	①～④以外の広告物	市・瑞穂町の屋外広告物担当係
八王子市	八王子市屋外広告物条例による	八王子市まちなみ整備部 まちなみ景観課
多摩地区の町村の区域内(瑞穂町を除く。)	許可が必要な全ての広告物等	多摩建築指導事務所管理課

図 5-22 許可の申請窓口



図 5-23 屋外広告物のしおり

◎どのような屋外広告物が規制されていますか？

- ・電柱や三角コーンなどへのはり紙、はり札、立看板、のぼり旗などの広告物を道路上に設置することは、原則として禁止されています。
【東京都屋外広告物条例、道路法】
- ・東京都屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的とし、屋外広告物法に基づく規制等を定めています。
- ・屋外広告物を設置するためには、敷地内であっても、一部の例外を除き、屋外広告物条例に基づき、設置場所の区市町等への許可申請が必要です。
- ・屋外広告物条例、道路法等に違反すると、罰則が適用される場合があります。

◎宅地建物取引業法による指導・監督を受けることがありますか？

- ・屋外広告物条例等の他の法令に違反し、行政処分を受けた場合など、監督処分を受ける可能性があります。【宅地建物取引業法第65条第1項第3号等】

なお、上記とは別に、宅地建物取引業法による広告に対する規制として、主に誇大広告等の禁止及び取引態様の明示があり、これらに違反した場合、業務停止相当の監督処分を受ける可能性があります。
【宅地建物取引業法第32条、第34条第1項及び第65条第2項第2号】

◎問い合わせ先

- 屋外広告物条例の制度について
東京都都市整備局 都市づくり政策部緑地景観課 屋外広告物担当
03-5388-3335(直通)
- 個別の屋外広告物に係る許可について
東京都多摩建築指導事務所及び各支庁並びに各区市町の所管部署
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kn10-02.htm>
- 宅地建物取引業法について
東京都住宅政策本部 住宅企画部不動産課 指導相談担当
03-5320-5071(直通)
- 都道における屋外広告物に係る道路法上の取扱いについて
東京都建設局 道路管理部監察指導課 監察担当
03-5320-5286(直通)

図 5-24 屋外広告物のルールに関するチラシ

詳細は、以下の東京都都市整備局ホームページへ

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/kou_siori.htm

道路空間で酒類を提供する場合 ⇒ 税務署

・酒類の販売業免許の取得（東京国税局・所轄の税務署）

テイクアウト形式等、提供する営業場以外の場所で飲用に供されるための酒類を販売する場合は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から販売業免許を受ける必要がある。酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場で飲用に供する業を行う場合には、販売業免許は必要ないが、道路空間の活用において、酒類の提供を行う際には、所轄の税務署への事前確認を行うことが望ましい。

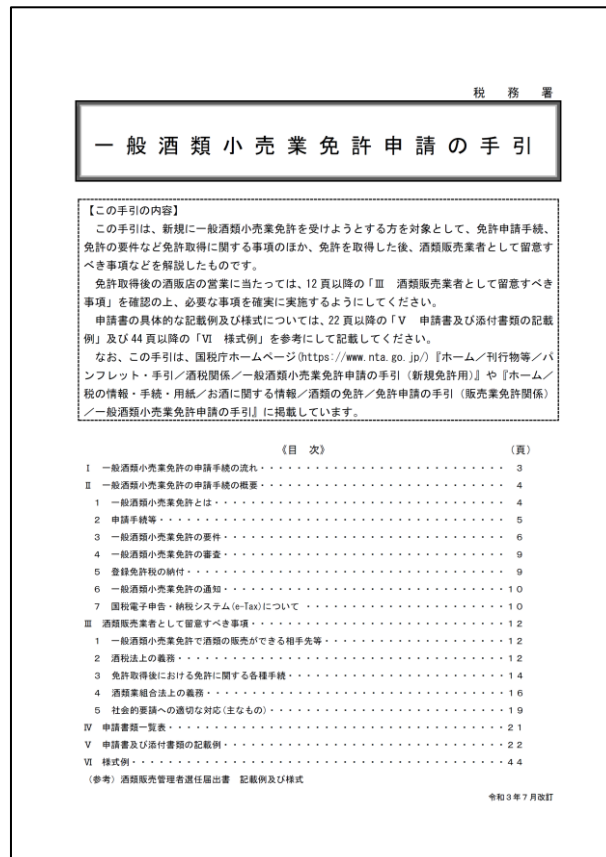


図 5-25 一般酒類小売業免許申請の手引

詳細は、以下の国税庁ホームページへ

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/mokuji2.htm>

道路空間活用が消防活動に支障を及ぼすおそれがある場合 ⇒ 消防署

- ・ 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書（東京消防庁・管轄の消防署）

道路空間の活用の取組に露店等の開設等が含まれ、消防活動に支障を及ぼすおそれがある場合には、事前に消防署へ届出を行う必要がある。

第10号様式（第16条関係）

消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書		
年 月 日		
東京消防庁 消防署長 殿		
届出者 住 所 電 話 () 氏 名		
行 為 の 区 分	1 揚煙行為等（火災予防条例第60条第1号） 2 水道断減水（同条第3号） 3 道路工事（同条第4号） 4 露店等の開設（同条第4号又は第5号）	
目 的		
行 為 為	期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	断減水の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	場 所 (区 域)	
	燃 焼 物 の 種 類 ・ 数 量	
	出 店 の 種 類 ・ 店 数	
	人 出 予 想 人 員	
	連 絡 先	氏 名 電 話 ()
そ の 他		
※ 受 付 欄		
※ 経 過 欄		

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
2 行為の区分により、該当する欄に記入すること。なお、「揚煙行為等」とは「火災と紛らわしい煙又は火炎を発生のおそれのある行為」をいう。
3 その他の欄には、道路通行の可否、消火栓等の使用の可否（消火栓の新設、移動及び撤去を含む。）又は消火器具等の概要を記入すること。
4 工事区域、水道の断減水区間又は出店の区域を明示した図面を添付すること。なお、工事が1月以上に及ぶ場合は、工事工程表を提出すること。
5 届出事項に変更を生じた場合は、速やかに連絡すること。
6 ※欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

図 5-26 消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書

詳細は、以下の東京消防庁ホームページへ
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/drs/ss.html>

道路内で建築する場合 ⇒ 特定行政庁、建築審査会

・道路内の建築制限

建築基準法第 44 条により、建築物（地盤面下に設ける建築物を除く。）又は敷地を造成するための擁壁を道路内に建築・築造することはできない。ただし、以下のいずれかに該当する建築物については、条件付きで可能となる場合がある。

- ① 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
- ② 地区計画区域内の道路に建築されるもので、その地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するもの
- ③ 公共用歩廊その他政令で定める建築物

道路空間の活用においては、上記①又は②に該当する建築物を建築することが考えられる。

①公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物を道路内に建築することを可能とするためには、特定行政庁が通行上支障がないと認めて、建築審査会の同意を得て許可される必要がある。

②地区計画区域内の道路に建築されるもので、その地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものを道路内に建築することを可能とするためには、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める必要がある。

なお、②における政令で定める基準は以下のとおりである。（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第 145 条関係）

- 一 主要構造部が耐火構造であること。
- 二 耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもので道路と区画されていること。
 - イ 第一百十二条第十九項第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる要件を満たしていること。
 - ロ 閉鎖又は作動をした状態において避難上支障がないものであること。
- 三 道路の上空に設けられる建築物にあっては、屋外に面する部分に、ガラス（網入りガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料が用いられていないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。